



資料提供年月日	令和5年1月30日	
問い合わせ先	課名	人事課
	電話	直通 803-1090 内線 3420
担当者	職名・氏名	課長 宮本
	職名・氏名	課長補佐 奥田

広 報 連 絡

<レク付資料提供>

1 件 名 県道玉柏野々口線災害復旧工事において不適切な工事発注等を行った市職員の処分について

2 処分年月日 令和5年1月30日付
及び処分内容

(1) 懲戒処分 以下の職員に対し、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に基づく懲戒処分を行いました。

現在の所属・職位	当時の所属・職位	年齢・性別	処分内容
下水道河川局 副主査級	北区役所 副主査級	40代、男性	減給10分の1, 2月
北区役所 課長補佐級	北区役所 課長級	60代、男性	減給10分の1, 1月
都市整備局 課長級	北区役所 課長級	50代、男性	減給10分の1, 1月
中区役所 課長級	北区役所 課長補佐級	50代、男性	戒告
北区役所 課長級	北区役所 課長補佐級	50代、男性	戒告

(2) 文書訓告 管理監督者である当時の部長級職員2人に対し、文書による訓告を行いました。

(3) 文書厳重注意 管理監督者である当時の局長級職員1人に対し、文書による厳重注意を行いました。

(4) その他 職員に対し、総務局長名にて、綱紀の厳正等について文書をもって通達します。

3 事案概要等

(1) 事案の概要

平成30年7月豪雨で被災した県道玉柏野々口線は、同年11月に国の災害認定を受け、令和元年11月に災害復旧工事の契約を行い、令和2年8月に工事を完了しました。その後、令和2年11月の会計検査院実地検査において、「擁壁の設計が不適切」との指摘を受け、市で調査を行った結果、不適切な擁壁の設計が原因で不安定な構造物を築造していることが判明し、追加工事と約1年2か月にわたる通行止めが必要となり、市民生活に大きな支障をきたす事態となりました。

このほか、調査において、工事の不備や不適切な設計変更なども判明しました。工事の不備のうち、重力式擁壁背後の法面掘削について、工事監督員であった副主査級職員は、現場の状況で生じた仕様変更に伴い、法面掘削を施工しないこととしたにもかかわらず、減額変更契約の手続きを行うことなく、工事代金を支払ったことが判明しました。

また、上司はこれらの工事の不備や不適切な設計変更などを十分確認することなく決裁するなど、管理監督者としての職責を十分果たすことができていなかったものです。

(2) 処分理由

当該副主査級職員による行為は、職務上の義務に違反し、全体の奉仕者として法令を遵守すべき立場にある職員としての意識が欠如していたと言わざるを得ないものです。

その他の4人の職員による行為は、管理監督者として、職責を十分果たすことができておらず、市民の信頼を裏切り、市職員全体の名誉と信用を著しく失墜させるものであります。

よって、5人に対し、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の懲戒事由該当として処分を行うこととしました。

また、上司である当時の部長級の職員2人及び当時の局長級の職員1人に対し、それぞれ文書による訓告及び嚴重注意を行い、信頼回復と再発防止の注意喚起を図りました。

<参考>

(懲戒処分に関するもの)

○ 地方公務員法(抜粋)

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(信用失墜行為の禁止)

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為はしてはならない。